

やってもいられない犯罪で 倉敷民商弾圧事件 428日間 勾留された女性の闘い

国が増税を進めた時に、正面から反対した岡山の倉敷民主商工会を見せしめに、女性職員を逮捕・428日間勾留し裁判にかけましたが、11年以上が経過してもいまだに裁判は終わりません。

類例を見ない異常な司法の状況を知ってください。こんな人権侵害が行われているのに、

裁判所もそれを黙認しました。検察の仕掛けた一大謀略冤罪事件。

早期の無罪をめざす裁判です。ぜひともお力を貸してください。

冤罪です



犯罪をいまだに立証できない検察

まずは下の年表をご覗ください。

事件は2014年に発生し、3か月後には裁判が始まりました。約3年で有罪判決が出されました。しかしこの判決が法律に違反していたのです。検察が有罪の証拠を提出できないため、業を煮やした裁判長が、単なる参考意見に過ぎないものを「これは鑑定書だ」と決めつけました。

2014. 1	事件発生。禰屋さん逮捕
2015. 3	禰屋さん保釈になる
2017. 3	岡山地裁で有罪判決
2018. 1	広島高裁判決 差し戻し
2023. 7	差し戻し審第1回公判
2024. 3	第5回公判 以降中止
2025. 5	第6回公判
	今日に至る

そこを高裁の裁判長は見逃しませんでした。「これは違法な証拠だ。裁判を差し戻す」と判決してしまいました。

慌てたのが検察です。どうせ1審は有罪だから、高裁もすんなりいくと思っていたものですから、高をくくって何もしていませんでした。差し戻されたのが2018年で、それから裁判が始まるまで5年以上。検察は有罪の証拠を探し続けましたが、十分な証拠を見つけることができませんでした。

2023年にやっと裁判は始まりましたが、2024年3月の第5回公判は、今回で検察主張は終了し、次回からは弁護側の回との約束でした。しかも証人はこの事件を捜査した国税局の検察官でした。彼は法廷で「禰屋さんはあくまで参考人。告発対象ではなかった」と明言し、その理由を問われると、「建設会社は脱税をしていたが、隠し金を作っていない。禰屋さんは報酬を受け取っていない。脱税ほう助や税理士法違反の対

象ではなかった」と証言しています。

まさにこの事件は検察が犯罪でもなかったものを、無理やり起訴して、消費税率引き上げに反対する民商活動をとめようとしたものにほかなりません。

次回公判は12月23日(火)13:00から、岡山地裁でおこなわれます。

事件の概要

2014年1月21日に、岡山県の倉敷民商事務員の禰屋町子さんが逮捕・勾留されました。容疑は「脱税ほう助」と「税理士法違反」です。

具体的には倉敷民商の会員であった建設会社の脱税を手伝ったことと、税理士でもないのに確定申告書を作成したことが中身です。

しかしこの事件には、いくつものおかしな事実があります。まず脱税をした建設会社は、逮捕もされていません。重加算税を支払ったのみです。

一方、それを手伝ったとされる禰屋さんは428日間も勾留され、事務所からはパソコン10台以上が持ち去られています。

民商は業者の集まりで、「自主記帳」「自主計算」「自主申告」を運動の方針としています。禰屋さんは確定申告を手伝ったといわれていますが、實際には言われた金額をパソコンに入力ただけです。

犯罪でもないことを検察が起訴したために、検察は有罪立証はできないし、メンツのために起訴を取り下げることもできないという、がんじがらめの状態に陥っています。

しかしこんなことで犯罪者扱いされた禰屋さんはたまたまではありません。裁判所も検察に引きずられているのが現状で、公平な立場には立てていません。

この事件を早く終わらせるには、司法が正しい判断をおこなって、禰屋さんに「無罪」判決を言い渡すことが求められているのです。

全国からの支援の署名は38.2万筆を突破しました

裁判を動かすためにお力を貸しください 2025.11現在

やっていないから11年半もかかるのです

私は、突然自宅で逮捕されました。警察では「脱税を認めろ」と言わされ続けましたが、不当な弾圧に抗議し黙秘しました。接見禁止で弁護士だけにしか会えず、独房は3畳で冷暖房はなく、取調べ以外は壁に向かって座っていることを強制されました。結局、428日間（1年2か月）も身柄拘束されました。その間、弁護士から全国での支援の広がりを聞き、宣伝カーからの激励の声が獄中まで届き、みんなに支えられ、頑張ることができました。

私は、3月には民商会員の約15社を担当し、脱税をしたとされる建設会社だけをサポートしていたのではありません。脱税を手伝う時

検察はいまだに立証に成功しておらず 公訴を取り下げるこそ正義への道

5月14日に1年2か月ぶりに公判が開かれ、弁護団が冒頭陳述をおこないました。

その中では、①事件から11年。検察は有罪を立証できていないために、いまだ大量の証拠採用を求めて抵抗している。被告人の権利が奪われている。②差し戻し審でも5回の公判で検察は必要な主張をしたはず。そうであるならこれ以上の抵抗をやめるべき。③どんな理由をつけようとも、脱税を共謀した証拠は出てこない。直ちに無罪判決を出すべき。④重要な争点となっている、建設会社の会計担当者の証人尋問を実施しなければ、この事件の全容は見えてこない、など陳述しました。

11月7日に行われた3者協議で、建設会社から2名の証人と、学者意見書7通の採用が決められました。

次回公判は12月23日（火）13:30におこなわれ、建設会社の会計担当者と、社長の妻に証人尋問が行われます。

間などありませんし、脱税を手伝った事実もありません。

2024年3月26日の裁判で、当時の広島国税局・木嶋査察官は、国税局は脱税のほう助や税理士法違反で、私を「告発していない。単なる『参考人』」と証言しました。それなのに、なぜ私は逮捕されて、428日間も勾留、11年間も裁判にかけられなければならないのでしょうか。「11年間の人生を返せ！」と言いたいです。このまではまだ裁判はさらに続きます。

私は無実です。どうぞみなさん、ご理解とご支援をお願いいたします。



不当に逮捕された
禰屋町子さん

公判傍聴および要請行動参加希望の方は 交通費の半額を無罪を勝ち取る会で補助

次回公判は2025年12月23日（火）13:30ですが、傍聴券が抽選となるため、おそらく10:30までには岡山地裁に到着が必要になります。

公判は13:30～16:30を予定。終了後、報告集会がおこなわれます。

また岡山地裁に対する要請行動は、12月3日（水）、12月18日（木）におこなわれます。時間はともに10:30です。10分前には1階ロビーに集合してください。裁判所への要請内容を文書にしたため、要請時に読み上げ、1枚を提出するようお願いします。

公判、要請行動とともに交通費の半額を補助します。国民救援会愛知県本部までご連絡を。

- ❶ 禰屋さんに無罪を言い渡すよう求める署名へのご協力を。
- ❷ 支援する会に入会してください（年会費1,000円、団体10,000円）。
- ❸ 裁判の支援をするための募金にご協力ください。

お願い